

令和7年度佐賀県職員採用広報業務委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度佐賀県職員採用広報業務

2 目的

佐賀県では、次世代の佐賀県を担う優秀な人材の獲得に向けて従来の公務員試験とは異なる採用試験を多く導入し、多様な人材の獲得に挑戦している。しかし、少子化による若年人口の減少、民間企業における採用意欲の高まり、学生の進路選択の早期化、国や他の地方公共団体との競合などから、受験者確保が困難な状況が続いている課題がある。

そこで、県では令和2年度から、「公務員という職種はない。」という採用コンセプトを掲げ、一般的な公務員のイメージに留まらない佐賀県職員の仕事に関する情報発信を行ってきたが、このイメージをさらに広めつつ定着させていくためには、年間を通して統一的なコンセプトに基づくプロモーションが必要となることから、佐賀県職員採用広報に関する企画立案及び実施、並びに広報物作成業務等について委託するものである。

3 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては、県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

4 委託内容等

佐賀県職員採用試験の告知及び佐賀県庁で働いてみたいと考えるきっかけとなるような情報発信に係る業務

[テーマ]

佐賀県職員採用試験の周知及び佐賀県庁で働くことへの興味関心の醸成

[企画の方針]

- ① 周知する採用試験は、事務系職種及び技術系職種とすること。
- ② 20代の新卒層をメインターゲットとした施策としつつ、各種試験の受験資格を考慮した適切なサブターゲット設定(20代後半～30代の第二新卒・転職層や50～60代の親世代など)を行うこと。
- ③ 新卒採用の早期化に対応するため、低学年層に対しても訴求が可能な企画とすること。
- ④ 佐賀県の基本理念「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」や佐賀県職員採用コンセプト「公務員という職種はない。」が表現するイメージの構築につながる企画とすること。
- ⑤ トレンドや時流を捉え、テレビ、新聞、WEB 等のメディア露出、SNS による拡散が見込める企画を含めること。

[企画内容(想定)]

- ① 佐賀県職員採用広報における最も効果的な広報ツールの選定及び企画立案・実施
※広報ツールは X(旧 Twitter)、instagram、TikTok などをはじめ、note や Podcast など幅広い分野が存在するため、ターゲットへの訴求力及び県が求めるイメージの構築に寄与すると考えられるものを選定するとともに、その活用(フォロワー獲得など)のための企画を立案すること。(新規アカウントの開設、既存アカウントの活用の別は問わない)
※ツール内での広報内容は、県と協議し決定する。民間型選考枠の募集開始時期である 3 月に情報が最大化するような企画とすること。また、委託期間終了後は、職員による運用が可能なものとする。
- ② 広報用チラシ、ポスター等のデザイン及び作成
※利用場面に応じて以下種類及び時期の作成を想定
 - ・汎用チラシ:5,000 部程度(8 月頃の納品を想定)
 - ・採用試験告知チラシ:1,000 部程度(12月頃の納品を想定)
 - ・採用試験告知ポスター:100 部程度(12月頃の納品を想定)
- ③ 佐賀県職員採用をテーマとしたイベント等プロモーション施策の実施
※委託期間中3回程度を想定
※単独でのイベントに限らず、ターゲットとなり得る層が多く集まる既存イベントへの出展も可。

(1)実施体制の構築・管理

県と協議の上、事業が計画的かつ効果的に推進されるため、事業全体の進捗管理を行う。

- ① 就職関連のイベントやプロモーション企画・実施に携わった経歴を持つ統括責任者を1名配置すること。
- ② 月2回程度の打合せ、進捗報告を行うこと。
- ③ 業務実施スケジュール、必要に応じて進行管理マニュアル等の作成・管理・調整をすること。
- ④ 業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ⑤ イベント等を開催する際には、会場の手配及び参加募集・告知を行うこと。
- ⑥ 各種イベント等を実施する際には、会場の様子を写真で記録するとともに、参加者数をカウントし報告すること。
- ⑦ 必要に応じて専門人材(プランナーやクリエイターなど)を活用すること。

(2)企画立案

プロポーザルにおいて提案した企画書をもとに、県と協議を行い、実施合意に向けた企画立案を行う。

なお、企画立案は1件とし、時期については佐賀県と受託者の双方で協議し定めることとする。

(3)仕様の協議及び実施

受託者の提案した企画立案に従って実施合意に至った案件について、県と協議の上、仕様協議を行い、その仕様にに基づき実施する。

本業務の実施に当たり、SNS アカウントを制作する場合や、既存アカウントを活用してプロモーションを行う場合、本業務に関連する投稿のインプレッション数等の管理・運営情報を報告すること。

(4)イベント等の参加者へのヒアリング

イベント等を実施する場合は、情報発信の訴求効果や満足度等を測定するため、参加者へのヒアリングを実施すること。

※ここでいう「参加者」とは、イベント等を実施した場合の「イベント等参加者」を指す。

ヒアリング方法は、以下の想定するヒアリング内容を参考に、その適当な手法を提案すること。なお、ヒアリング内容及び実施方法は、最終的に県と受託者で協議の上、決定することとする。

<想定するヒアリング内容>

- ・参加者：イベント等を通して、佐賀県職員採用試験への受験意欲の向上につながったか。受験意欲がなかった者に対して、就職先の一つとして考えるきっかけになったか。

5 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

6 履行場所

佐賀県人事委員会事務局が指定した場所

7 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、指定する部数ずつ納入期限までに納めるものとする。

- (1)実績報告書・・・1部
- (2)本業務において作成した資料等
- (3)その他県と決定委託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

8 留意事項

本業務に係る委託業務を遂行する際には、次の点に留意すること。

- (1)本業務の遂行に当たっては、県と十分に協議し行うものとする。
- (2)個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
また、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び県の定める個人情報保護方針を遵守するものとする。
- (3)企画を実施するに当たって必要となる費用(媒体、事務用品等の調達、通信費、機材等)については、全て受託者の負担とすること。
- (4)本業務によって作成された成果物及び資料と、業務の遂行に当たって必要となる打合せ等において使用する言語として、日本語を採用すること。
- (5)本業務において、第三者が所有する素材(映像、写真、イラスト等)を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うものとする。
- (6)本業務において、受託者が作成したデータや写真、イラスト、文書等の成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、県に帰属するものとする。
- (7)県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
- (8)その他、本業務を実施するうえで新たに発生した事項については、県と受託者が十分な協議の上で対応するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者で協議の上、変更することができるものとする。